

社会教育施設における子ども施策の拡充について

- 子ども参画の視点から -

社会教育 研究会議

関 裕 史¹

岡 崎 慎 一²

深 澤 洋 子³

大 杉 浩 司⁴

國 司 眞⁵

上 松 多 恵⁶

保 科 達 夫⁷

竹 下 研⁸

岡 本 雅 博⁹

萩 原 周 子¹⁰

木 下 あ け み¹¹

要 約

「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行され、平成15年7月にオープンした子ども夢パークは、この条例を実現していく場として今後が期待される。本研究では、既存の社会教育施設の子どもの施策を「子ども参画」の視点で見直し拡充策を探った。これまでの子ども対象事業の多くは「参加型」であり、今後「参画」の要素を取り入れた様々な事業展開が考えられる。また、施設運営面での子どもの声を聞く仕組み（子どもの意見表明）、居場所、子どもを「受入れ」「待つ」おとなの姿勢、職場集団の意識などが「子ども参画」を進めるために重要である。

キーワード：子どもの権利、参画、意見表明、居場所、社会教育施設

目 次

主題設定の理由	186
1 「川崎市子どもの権利に関する条例」 施行を受けて	186
2 社会教育施設と子どもの権利条例	186
研究の内容.....	186
1 経過	186
2 社会教育施設と「子どもの権利」 ~なぜ社会教育施設での子ども参画なのか	186
3 事業における「子ども参画」の現状と拡充...187	
(1) 青少年教育施設における 「子ども参画」.....	187
(2) 教育文化会館・市民館における 「子ども参画」	188
(3) 図書館における「子ども参画」	189
(4) 博物館における「子ども参画」	191
(5) スポーツ施設における「子ども参画」 ...	192
(6) 事業における「子ども参画」 ~全体として	193

4 施設の在り方(施設目的・運営)に おける「子ども参画」の現状と拡充 ...	193
(1) 子どもが来やすい場に	193
(2) 子どもへの施設提供(部屋などの) ...	194
(3) 子どもの声を聞く ~アンケートや事業の中で	195
(4) 子どもの声を聞く ~利用者懇談会・運営委員会	195
5 子ども参画の新たな取組	195
(1) 子ども夢パーク	195
(2) 市民ミュージアム 「カサキ・ティーンズ・プロジェクト」	197
(3) 社会教育施設以外の子ども参画事業	197
まとめ	198
参考文献	200
指導助言者	200

¹ 青少年の家職員（研修員） ² 宮前市民館社会教育振興係職員（研修員） ³ 多摩図書館主査（研修員） ⁴ 岡本太郎美術館指導主事（平成14年度、研修員） ⁵ 青少年科学館指導係主査（平成15年度、研修員） ⁶ 幸スポーツセンター職員（研修員） ⁷ 生涯学習推進課副主幹（研修員） ⁸ 文化財課職員（研修員） ⁹ スポーツ課職員（平成14年度、研修員） ¹⁰ スポーツ課職員（平成15年度、研修員） ¹¹ 総合教育センター生涯学習研究室主査

主題設定の理由

1 「川崎市子どもの権利に関する条例」施行を受けて

平成12年4月に施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」という)は、全国で初めての子どもの権利に関する総合的な条例として、注目を集めた。市の総合的な人権施策の中に位置付けたこと、及び市民(子どもとおとな)の参加による合意形成を大切に、条例策定の過程で2年間に200回を超える会議・意見交換を行って骨子案を作った手法も、評価されている。

子どもは権利の主体であるとしたこの条例を生きたものにするために、市民局人権・男女共同参画室の子どもの権利担当を中心に、「行動計画」「庁内推進部会」「川崎市子どもの権利委員会」「啓発教材作成」「子どもの権利の日事業」「学習教材作成」「子どもの権利学習派遣事業」などが進められている。また、子どもの参加(意見表明・社会参加)を目指した「川崎市子ども会議」や各行政区子ども会議、各中学校区子ども会議は設置数・活動内容共に充実しつつあり、平成14年度から設置された各学校教育推進会議にも子ども委員が入ったりと、子どもが行政や教育に対して意見表明できる場が少しずつ増えている。人権侵害を受けた子どもの救済については、人権オンブズパーソン条例の中で仕組みが作られ、動き出している。小学校・中学校でも、それぞれの学校で工夫を重ねた「子どもの権利に関する学習」に取り組んでいる。

2 社会教育施設と子どもの権利条例

市の社会教育施設は、子どもの権利条例第2章にある人間としての大切な子どもの権利(「安心して生きる」「ありのままの自分である」「自分を守り守られる」「自分を豊かにし、力づけられる」「自分で決める」「参加する」「個別の必要に応じて支援を受ける」権利)を保障するよう、家庭・学校・地域とともに一体となって努めていく必要がある。平成15年7月には、子どもの居場所や活動の拠点になることを目指して「川崎市子ども夢パーク」(以下「夢パーク」という)が高津区のJR津田山駅近くにオープンし、「子ども子どもによる子どものための施設」にするために、子ども委員を核とする運営委員会を設置し、「遊び、学び、創り続ける施設」を実現しようとしている。

一方、既存の社会教育施設では子ども対象事業を各種実施しているが、子どもの権利条例を踏まえて見直してみると、必ずしも十分ではなく、今後どのような施策が可能なのか、その拡充等を検討する必要があり、今回の研究のテーマとした。

研究の内容

1 経過

本研究会議の構成メンバーは、社会教育施設の5部門(青少年教育施設・市民館・図書館・博物館・スポーツ施設)から職員を各1名、教育委員会事務局生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課から各1名を選出した。期間は平成14・15年度の2ヵ年、月1回半日のペースで進めた。子どもの権利条例、子どもの意見表明、他都市施設視察、子ども対象事業の現状把握、子どもに対する専門性とは、子どもの主体性を取り入れる方策とは、具体的な事業で子どもの参画の要素を増やすには、と考えを進めていった。(資料1)

2 社会教育施設と「子どもの権利」～なぜ社会教育施設での子ども参画なのか

ここではいろいろな「子どもの権利」のうち「参加する権利」に着目し、また、おとなの「子ども

への責務・役割」のうち「子どもの参加の促進」「施設の設置や運営への子どもの意見反映」「居場所の普及・確保」「子どもの自治的活動の支援」「参加活動の拠点づくり」等にも着目し、社会教育施設としてそれらを保障していくための方策を考えた。特に「参画」に注目したのは、「子ども参加」の核心部分が自発性に基づいた「参画（企画・運営にかかわり自ら考えながら実践すること）」であり、「参画」することで子どもは大きく成長すると考えたからである。「ゆう杉並」などの優れた実践例（資料2）をみても、子どもは周囲から対等なパートナーとして尊重され「参画」することで自立を促進されるのではないかと考えられる。なお、本研究で取り上げる子どもは、「参画」を意識したので主に小学校高学年から18才とした。

子ども自身が事業や施設運営に様々な形で参画していくことにより、「おとなの考える子どもたちの思い」と「実際に参加する子どもたちの思い」とのギャップを少しでも埋めることができるだろうし、子ども自身にとっても、学校や家庭とは異なる空間や場面での参画という過程で、課題を見つけ解決する力、自ら生きる力を学び、成長するよい機会となるのではないかと考えられる。

あわせて、子どもの活動をサポートし子どもに内在する力を引き出す存在としての施設運営やおとな（職員・ボランティア等）の在り方とはどのようなものなのかについて考えていくことにした。

まず既存の社会教育施設における子ども参画の現状と拡充策を、事業施設の在り方（目的・運営）の2つに分け、各施設について検討した。

3 事業における「子ども参画」の現状と拡充

子ども対象事業にはいくつかのタイプがあり、「事業の主目的が仲間づくり・多様な体験・きっかけづくりで子どもが企画・運営に関わらないもの」を「参加型」、「事業の主目的に参画が位置付けられ子ども自身が企画・運営を考え実行していくもの」を「参画型」と考えた。もちろん両者の中間型もある。すべての施設の現状を把握するのは難しく、またできるだけ具体的に考えるため、研究メンバーのいる施設を事例として取り上げた。施設・予算・人的制約を、度外視して検討しようとしたが、行財政改革の折、意識下では自己規制が働き、ある程度実現できそうな事を模索する形となった。

（1）青少年教育施設における「子ども参画」

青少年の家（資料3）

青少年の家における「子ども参画」を考える場合、その前提となるのは青少年教育施設としての性格であろう。青少年の家は「団体宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため」に設置された施設であり、「子ども参画」はその理念や目的に沿ったものでなくてはならない。

平成11年度に実施された青少年教育施設見直し検討委員会の報告書（平成12年3月）では、キーワードとして、子どもの権利、地域、参加、ネットワークがあげられている。青少年の参加システム構築は急務であるとして参加の形態について提案がなされている。

事業においては、青年ボランティアグループ（高校生から30代まで）の参画の実績があり、各種事業へのスタッフとしての参加から、事業の企画や運営への参画まで行っている。例えば「子ども仲間づくり事業」（小・中学生対象）では、事前のスタッフミーティング等を行い、プログラム企画や当日の運営等を任せている。また事業参加者（小・中学生）についても、「エコチャレンジクラブ」と名前を付けてグループ化し、そのなかで役割分担を行うとともに、全12回の中に子どもたちが「考え、決め、実行する」プログラムを組み込んでいる。各回の司会進行は部長・副部長（子ども）に任せ、必要に応じて職員や青年ボランティアと打合せを実施し、プログラムでは、主題（基本的な内容）は決っていても具体的な内容等は子どもたちに話し合いで決めてもらう場面や、主題から内容、運営ま

で子どもたちに任せるプログラムとして「青少年の家フェスタ」への参加を設定しており、参画にかなり配慮した事業となっている。今回、この「子ども仲間づくり事業」をさらに参画型にしようと試みたが、参画する場面を増やそうとするとテーマ数を減らさざるを得ず、事業の主目的からずれていってしまうことが分かった。

すべての事業で職員は常時心掛けて、子どもたちの主体性を大切にしようとし、子どもたちに任せる場面の設定や、子どもが自ら必要性を感じられる仕掛けに留意しているが、今後さらに拡充させて子どもの主体性を尊重する場面を増やしたい。

子ども夢パーク（p.10参照）

黒川青少年野外活動センター、青少年創作センター、八ヶ岳少年自然の家

これらの青少年教育施設における「子ども参画」の現状と拡充策は今回検討できなかった。

(2) 教育文化会館・市民館（以下市民館という）における「子ども参画」(資料4)

子ども仲間づくり事業

「子ども仲間づくり」事業においては、事業実施要領にも「子どもの企画運営への参画に配慮すること」とあり、これまでも様々な取組が行われている。例えば、年間予定の一部を未定として、内容・時間配分・当日の準備・進行などを子どもたち自身の企画・運営で実施するという方法は多くの市民館で試みられている。これらの裏付けとして、子どもたちの自主性を引き出し、活動を支援する「レクリーター」(ボランティアスタッフ)の役割が重要となるのだが、現状では専門的な研修もなく、実際の活動の中で経験しながら自分たちの役割を学んでいる状態である。そのため、個々のレクリーターによる考え方や姿勢の差も大きく、そのまま市民館ごとの差として表れている。子どもの権利やそれを保障するためのレクリーター(=おとなが多い)の役割について学び、意見を共有しあう研修の機会を用意すべきではなかったか。また、「子ども仲間づくり」を卒業した子どもたち(中・高生)がレクリーターの半数以上を占める市民館では、彼らが企画・運営に主体的に関わっていく配慮をおとながすることで、参加する小学生と中・高生リーダーの間に参画への相乗効果が生まれることも期待されていた。この事業の参画の要素をさらに増やそうとすると、青少年の家と同じように事業の主目的からずれてしまうことが分かった。

さて、この事業は の事業を拡充することと引き換えに平成15年度限りで終了となるが、レクリーターとして関わってきた市民が自主グループとして活動を続けていこうとする動きも既に出てきていることを付け加えておく。

市民自主学級・市民自主企画事業

「市民自主学級」と「市民自主企画事業」は、ともに市民自らが企画提案し運営に参画する、市民行政協働事業である。平成15年度から始まったこれらの事業における子ども参画の可能性について考えてみる。

事業実施要領及び学級開設要綱等にも、企画提案する個人またはグループの年齢について制限する記述はない。しかし、市民向けの事業紹介パンフレットである「かわさきの社会教育事業ガイド」の中では“成人自主グループが”という表現が使われているように、子どもからの企画提案については想定されていないことが表れている。結果的に今年度は子どもの企画提案の例は見られなかったが、今後子どもの側から企画提案が出された場合、どのようなことになるだろうか。まず、事業の実施には「委託」という契約行為が発生するので、子どもだけのグループの場合は保護者の承認が必要となる。もしくはグループの代表者としておとなを立てるという方法も考えられる。個人による提案であれば、実施決定後に公募する運営委員の中に少なくとも1名以上のおとなが入ることで同じく対処が

可能である。いずれにしても、必ずおとなも関わるという必要はあるが、子どもの主体的な参画を否定するものではない。

提案された企画を具体化していく実行部隊である「運営委員」についても年齢の制限はない。しかし、運営委員の公募に当たっても、現状では子どもの参画について考慮はされていない。提案の内容により、運営委員に子どもが入ることがあってもよいだろうし、子どもを対象にした企画に限らなくとも、地域の一住民として参画できることが保障されているのだから、幅広い世代の意見を反映させるためにも、子どもの参画しやすい仕組みづくりが求められる。

勿論、学級自体に「子ども参画」を考えるもの、「子ども参画」を主目的の1つとして取り入れるものが企画提案される可能性は大いにあり、それに期待したい。しかし、逆に「子ども参画」に関する企画が全く出ない可能性もあり（市民館提案の道はあるが）、職員主導で「子ども仲間づくり」事業を毎年市内13ヶ所で行ってきた実績が今後新たな形で継続されるかは予断を許さない。

行政区子ども会議、教育を語るつどい

市民館に事務局を置く行政区地域教育会議が主催する子ども参画事業として、行政区子ども会議と教育を語るつどいがある。（「子どもの権利に関する条例」で規定し、市が主催する、川崎市子ども会議とは異なる。）

各区の子ども会議は、年1回開催される会議もあるが、継続的に活動を展開している会議もあり、また開催形態、活動方法も様々だが、教育を語るつどいとともに、子どもの意見を表明する機会となっている。市内の子ども20万人を代表する性格を強く持っている川崎市子ども会議と比較して、主体的に運営にかかわる子どもは少なく、全ておとなが企画運営し、子どもは当日参加するだけというものも少なくない。子どもの意見を生かした子ども会議とするために、子ども会議実行委員の継続的な活動の立ち上げが課題となっている。

（3）図書館における「子ども参画」（資料5）

市内の図書館では子ども対象事業として、おはなし会・1日図書館員などを行っているが、いずれも「参加型」であり、「参画型」とはいえない。また、図書館を「子どもの居場所」として考えたとき、児童コーナーがあるものの、利用者の年齢層は親子連れの幼児から中高生と幅広く、小学校高学年以上の子どもにとっては居心地のよい場所とはいえない。

おはなし会

図書館では、全館でほぼ定期的に、おはなし会を開催している。職員またはボランティアなどが親子向け、幼児向け、小学生向けなど対象別に、それぞれに適したプログラムを組み、曜日、時間などを別にして行っている。おはなし会の目的は、子どもと本を結び付け、子どもに読書の楽しみを伝えることにある。その本来の意義を踏まえた上で、おはなし会に「子ども参画」の要素を取り入れるには、次のような方策が考えられる。

本を選ぶ・読む

- ・図書館所蔵の本の中から、子どもたちが読んでほしい本を選び、職員などが読み聞かせをする。（読み手の読み聞かせの力量が問われることになる。）読んでほしい本、持っといでおはなし会
- ・おはなし会に参加したことがある小学生（高学年）や中学生が、自分が面白かった本を自ら読み聞かせをする。子ども版読み聞かせボランティアである。おとなを対象としたおはなし会・朗読会も面白い。これが面白かった、今度はボクがワタシが読んであげる！おはなし会
- ・常連の子どもたちがおはなし会で面白かった本ベスト10を選ぶ。
- ・中学校や高校の文芸部、学校図書室の図書委員の生徒が図書館でおはなし会を行う。選書から読み

手までを生徒が担う。職員はサポート役として、運営の手助けをする。

おはなし会の材料を作る・オリジナル絵本を作る

- ・物語・絵本を子どもが選び、おはなし会の材料（パネルシアター・ペープサートなど）を職員と一緒に作る。自分で作成したおはなし会材料をもとに、演じ手となれるように職員と一緒に本を読む。そして、その材料を使用して、子どもたちが子ども対象のおはなし会を開く。（小学校低学年以上対象）
- ・自分のオリジナル絵本を創作し、おはなし会で発表する。（小学校高学年以上対象）

以上のように、職員が子どもをサポートし一緒に作業をする中で、子どもとの良好な人間関係が形成されると思われる。子どもが積極的におはなし会にかかわることで、職員が子どもの意見や要望を汲み取りやすくなるだろう。また、企画・運営・会場の確保などで市民館との連携も考えられる。

おはなし会以外の事業

市の一部の図書館では、図書館の仕事を理解してもらうため、夏休みや冬休み、あるいは「総合的な学習の時間」内に小・中学生を対象に「1日図書館員」や「図書館ボランティア」を実施している。主な内容は、図書貸出返却業務、本の配架、破損本の修理、書架整理などである。これらの事業に「子ども参画」の要素を取り入れるには、体験内容や期間の見直しが必要だろう。

- ・「子ども司書」として、夏休みや冬休みなど、子どもが参加しやすい時期に募集をする。本が好きな子どもや、図書館によく来館している子どもが一定期間、図書館業務に携わる。選書やおはなし会に関わる。児童コーナーの書架整理、飾りつけなどをまかせる。

短期間であるとしても、図書館に興味のある同じ顔ぶれの子どもと接することは、職員にとって、子どもの関心を理解する上で重要なことと思われる。

自由に本が読める（居場所としての図書館）

静かさを求められる今の図書館は、子どもにとっては長く居られない場所かもしれない。異年齢の子どもが互いに、そして、おとなにも気をつかわずにいられる「居場所」があれば、図書館に足繁く通う子どもも増えるだろう。

- ・親子でその場で本が読める、声を出してよい場所をつくる。（幼児対象）
- ・少しおとなとは離れた場所で、またできれば、幼児とも別の場所で、友だち同士で声を出しても怒られずに、自由に本が読める場所をつくる。（小学校高学年以上対象）

購入する本が選べる

購入する図書を選ぶとき、予約・リクエストという形で子どもの要望を把握することはできるが、もう少し子どもの声を反映する方法はないだろうか。

- ・選書委員会子ども部会をつくり、公募の委員で購入する本を選ぶ。
- ・おはなし会の参加者などに、好きな絵本や好きだった絵本を聞き、選書の参考にする。

ヤングアダルトコーナー（中・高生用）

市の一部の図書館では、児童スペースにヤングアダルトコーナーを設け、図書を別置しているが、中高生がくつろげる居場所としてのスペースは設けていない。仮に新設の図書館に独立したスペースのあるヤングアダルトコーナーを作るとすると、次のような事が考えられる。

- ・設置準備会を作り、中高生の委員を公募し、企画・運営・選書にも参加を求める。
- ・コーナーにイラストや文を投稿できる伝言板をつくり、コーナー情報誌を発行する。

以上のように、図書館では「子ども参画」の要素を取り入れた様々な事業の可能性がある。そして、これらの方策を実現させるための重要なポイントは、子どもに対するおとな（職員等）のかかわり方

にあり、具体化するためには、この年齢層のことをよく知った、彼らの代弁者となれる専任の担当者が不可欠である。

予算・場所の問題など、すぐには解決が困難な問題が残されているが、今できることから実現に向けて取り組むことが必要であろう。「子ども参画」を実現する第一歩として、例えば、図書館の児童担当者会議（各館1名で構成、月1回）で、当研究会議の報告書を基に話し合いを行うことを提言したい。まず児童担当者が「子どもの権利条例」を具体化するための方策を検討し、職員一人一人の意識の改革につなげていくことを考えたい。

（４）博物館における「子ども参画」

博物館で「子ども参画」を考える時に、他の分野に比べ難しいと思われるのは、来館者のニーズの個人的要素が強い点、各館の扱っている領域が限定され専門性が高いことである。個人の興味・関心により博物館の利用の仕方や、必要とされる専門性のレベルが大きく違ってくる。集団として子どもを把握する事業もあるが、全体としては個人個人への対応という色彩が強い。また専門性が高いためにおとなが教える要素が多い事もすぐには子ども参画につながりにくい面である。

青少年科学館（資料6）

青少年科学館（以下、科学館という）では生涯学習を生涯活動へ結びつけ、自己実現する市民を育成することを使命の一つにしている自然系博物館である。さまざまな教育普及・調査研究活動を実施しているが、以下「子ども自然探検隊」の事例から、「子ども参画」の可能性について考えた。

「子ども自然探検隊」（小学4 - 6年対象、全12回）は、植物、昆虫、野鳥などの観察、水族館や博物館の見学を通し、自然に親しみ生物や環境について学習する体験型自然観察教室で、各分野の専門家、市内小学校理科研究会教員、科学館職員が指導している。探検後は参加者の感想文を掲載した探検新聞を毎月発行し、年度末には成果発表会を行っている。この事業に参加している子どもたちの自主性を高め、参画の要素を増やすには以下のような方法が考えられる。

- ・子どもたちが、植物、昆虫、野鳥等のうち重点テーマを決める。
- ・選ばれたテーマを基に子どもとおとなが共に考えながら具体案を作る。
- ・年間スケジュールの大枠を子どもが考える。
- ・子どもたちの企画・計画する探検を取り入れる（目的・探検する場所・方法など）。
- ・成果発表会の内容を子どもが企画する。
- ・成果発表会の日程等を調整し、次年度の参加者が聞けるようにする。
- ・参加者懇談会や反省会を設け次年度の参考とする。
- ・探検隊の卒業生が企画・運営に参加する。

しかし「子ども自然探検隊」は自然への興味を持ってもらう「きっかけづくり」の事業であり、「参画」を追求しすぎるといろいろな分野に接することができなくなり、事業目的から外れてしまう。またそれぞれのコマを計画するには専門知識が必要であり、「参画」方式だと相当の時間を要する。そこで、より参画の要素が多く入る「かわさき環境博士」や「皆でできる自然調査」事業を「子ども自然探検隊」のステップアップ事業と位置付け、自然に関心を持った探検隊卒業生や多くの子どもが興味関心レベルから調査研究レベルの活動ができるような呼び掛けも考えられる。

プラネタリウムの番組制作では、子どもが描いた絵や、子どもたちの朗読したギリシア神話を使用した事例がある。また、平成15年度から実施した「プラネタリウム宇宙教室」で成人の市民が企画・制作・投影した「三蔵法師の見た星空」を公開したが、今後は総合的な学習やクラブ活動で、子どもたちが企画・制作・投影するプラネタリウムを実現し、「子ども参画」を進めることを計画している。

日本民家園・市民ミュージアム・岡本太郎美術館・大山街道ふるさと館

日本民家園・市民ミュージアムでは各種の子ども対象事業を行っており、学校との連携事業の取組にも蓄積があるが、今回は具体的な検討ができなかった（市民ミュージアムにおける新しい取組については後段で触れる）。

岡本太郎美術館では、子どものみを対象とする教育普及活動は行っていない。幅広い年齢の利用者を対象としているので親子の参加など子どもからおとなまでの誰もが参加できるカリキュラムがふさわしいと考えているからである。大山街道ふるさと館も同様である。

（５）スポーツ施設における「子ども参画」（資料７）

スポーツ施設では子ども対象事業として２～４歳児とその保護者対象の親子スポーツ教室、小学１～６年生対象の少年スポーツ教室を行っているが、これらの事業は体を動かすきっかけづくりを目的としており、参加型である。参画型にしようとする、逆に事業の目的からそれてしまう。

個人利用は時間や種目が決まっており、卓球やバレーボール等のスポーツデーは小学生から、エアロビクス等は中学生から利用可能になっているが、実際におとなに混じって競技スポーツをするのは難しく、子どもは参加しにくい状況にある。子ども専用スポーツデーがほしいが、小学生専用スポーツデーが行われているのは、等々力アリーナのみである。

スポーツ施設でのスポーツは授業とは違い人から採点されるものではない。スポーツが得意で好きな子、得意ではないが体を動かすのは好きな子、自分ではしないが見るのは好きな子など、それぞれが自分なりの方法でスポーツに親しめるような場所が望ましい。そのためには子ども専用時間を設け用具を貸し出し、様々なスポーツを少しずつ体験できるようなプログラムが必要である。基本的なルールは指導員が説明するが、自分たちだけのルールを決めることもできる。そこから仲間を広げていく。ロビーでは様々なスポーツの試合を放映し、見る楽しさも知ってほしい。また、ニューススポーツを紹介し、スポーツが苦手な子もこれなら自分でもできるかもしれない？やってみよう！という気持ちになれるような施設であることが大切である。

自然や公園が減り、思い切り体を動かす場が少なくなってきたからこそ、スポーツ施設のような安全に運動できる場所が子どもにとって必要であり、スポーツだけでなく仲間づくりの場としても重要である。

しかし、スポーツ施設を利用しているおとな、職員の間ではスポーツ施設はおとなのための施設だという感覚がある。例えば午後４：３０～５：３０という小学生にとっては一番、都合のよい時間がクローズ時間（午後と夜間の入れ替え時間）になっているし、団体で体育室を借りるためのふれあいネットカードは、年齢制限がある。また体育室のバスケットゴールは成人用の高さになっている等、スポーツ施設は成人向けの造りになっている。子どものために体育室を開放するのであれば、子どもも利用しやすいかという視点から施設も改善すべきである。

また、施設の構造やけがの予防上、子どもが望むスポーツにどこまで対応できるかが問題である。例えば、体育館の設計上フットサルはできない館がある。人員や予算不足のため危険防止の監視を配置するのは難しく、マシンを使った筋力トレーニングは成長過程の小学生にはまだ早い、ということもある。

以上のようにスポーツ施設では子どもの「参加」の工夫がまだまだ必要であり、「参画」を進めることもなかなか難しいが、まずは子どもたちの居場所としてのスポーツ施設がどうあるべきか、事業担当者が集まる会議で話し合っていきたい。

(6) 事業における「子ども参画」～全体として

社会教育施設では、それぞれ施設の特徴を生かした子ども対象事業を実施しているものの、参加型・中間型が多いこと、子ども自身が参画する要素の多い事業は少ないことが分かった。事例を検討していく中で浮かび上がったことは、仲間づくり・さまざまな体験・きっかけづくりが主目的の参加型事業に参画の要素を入れようと追求していくと、やがて事業の目的からずれてしまうということであった。「参画」を実現するためには、子どもたちが話し合う時間、試行錯誤する時間が必要である。例えば、年 10 回の事業で毎回違うテーマを取り上げていたのが、1 コマのテーマに最低数コマ（10 コマ全部かもしれない）は使うこととなる。基本的な内容（テーマ）は決まっています具体的な部分を子どもが考えるのか、1 コマ全部の企画・運営を考えるのか、あるいは 10 コマの全部を参画型で通すのか、どの範囲を参画型にするのかおとなは悩むこととなる。参画する場面を増やすほどにテーマ数を減らさざるを得ず「いろいろな体験を」という主旨からずれてしまう。あるいは回数を大幅に増やすかであるが、例えば年 30 回の事業に忙しい子どもが参加してくれるか、興味が続くか、職員がやりきれかなど様々な問題が出てくる。そもそも「参画型」にすることが、本当にその事業に来ている子どもに合っているのかを考えねばならない。子どもの視点で事業を考えているかが重要で「参画」だけが選択肢ではない。

つまり、子ども対象の事業の基本的な在りようとしては、「参画型」事業が一番よいというわけではなく、参加型・参画型・両者の中間型など、いろいろな段階の事業が用意され、実施に当たっても単発事業や継続事業など多様性が確保されることが、子どもにとっては好ましいという結論に、私達は至った。それを踏まえた上で、参加型事業で、その目的からずれない範囲で参画の要素を取り入れることは大変重要であるが、参画型事業を実施するためには、次のようなことが考えられる。

参加型事業とは別に、「参画」を主目的とした事業を新たに作る

参加型事業の Step up 版として「参画」型事業を位置づける（従来事業を関連づける・新たに作る）

参加型事業（例えば小学生）を支える子どもサポーター（例えば中高生）を重視し、子どもサポーターの参画を目指す

また、子どもたちの考えを引き出し、形にしていくことを目的とする参画型事業は、事業内容を明確にし執行予算を割り当て、単年度で完了するという行政上の事業執行のルールには馴染みにくい。実務的には「中身が決まっていなくて伺いが書けない」「年度をまたがった計画はやりにくい」というような悩みを抱えることになる。公金の執行の適正化という観点と、子どもたちの自主的・自由な発想を引き出すという柔軟性をどのように整合させていくことができるのか、模索していく必要がある。

4 施設の在り方（施設目的・運営）における「子ども参画」の現状と拡充

施設の在り方における子ども参画を考えていくと、現状では「壁」がいくつか存在することに気づいた。

(1) 子どもが来やすい場に

既存の社会教育施設は、子どもが来やすい場所になっているだろうか。一部の青少年施設・図書館を除いて、いずれの施設も利用者としての子どもを想定して設置されていないので、備品（机・椅子の高さ）や設備（トイレなど）が子どもの使用に適しているとは言えない場合もある。（例えば市民館は、成人のグループが利用することを想定しており、子どもの利用を意識していないことが、施設

の造りや設備、掲示物、全体の雰囲気の中にあらわれている。子どもたちは「ここはおとなが使う場所。自分がいてもよい場所ではない」と感じ、近寄りたがらないのではないだろうか。子ども仲間づくり事業や子ども会議、その他子どもを対象にした事業で子どもたちが市民館に集まる機会はたびたびあるが、その時以外は全く顔を出すことがない。利用者の意識としても「おとなの施設」という意識があり、子どもたちが自由に活動することに抵抗を感じるような場面もある。

また、社会教育施設は主に団体使用を基本としているため、個人の練習や学習・おしゃべりなどの場としての利用や、はっきりとした目的なしに「ふらっと来る」ということができにくい。

子どもが気軽に立ち寄れる施設になるために、例えば青少年の家や市民館では、どこか一室を常時開放(部屋が空いている時だけでも)して「居場所」を作れないだろうか。図書館でも前述のように、子どもがおとなとは区切られた空間で長く本を読んでもらわれる場所がほしいとの意見が出ている。

これらの課題解決の方向性として、「子どもたちも利用する施設」としての意識醸成と、利用する当事者によるルールづくりが必要と考えられる。各施設での運営・管理・利用について子どもの意見が反映されるようなシステムを整備することが求められる。また、備品や設備については、買い換え・改築の際に子どもの利用にも配慮して整備していくことが求められるのではないだろうか。

(2) 子どもへの施設提供(部屋などの)

さらには、施設利用(部屋貸し)にあたっては現状では小・中学生のみの団体の利用が認められていない。(高校生団体の委員会・部活などでの利用は保護者の承諾があればいい施設もある。)子どもには責任能力・債務能力がない、と見なされているので、ふれあいネットのカードも作れない(15歳以上の未成年者はカードを作ることができるが保護者の同意が必要)。

「子どもたちの参画=参加への意欲醸成」のためには、自分たちで自分たちの活動の拠点を確保し、利用のルールに従って責任を持つ、ということをとおして社会性や自立性も養われていくと考えられる。そういう意味では、「主催事業においてどのように子どもの参加意欲を引き出すか」と同じように、「子どもたちにとってどのように使える施設であるのか」が、社会教育施設に求められている教育的機能のもう1つの側面と言えるのではなからうか。

施設利用料が無料の都市は、「子どもたちが子どもたちの判断で、予約し利用できるシステム」を持っている場合もあるが、川崎市の社会教育施設の場合、施設使用料がかかるというのが原則となっている「債務負担」という考え方と切り離すことができない。

では、現在の川崎市の社会教育施設で可能な方策は何か、例えば市民館であれば「グループ室」の利用規程を見直し、子どもだけのグループにも門戸を開く。さらに、施設提供そのものを事業化し、「子どもだけのグループで利用できる部屋」を年間にわたって館の責任で確保し、一定の規則の元で提供する。しかし、この方法では防音のある部屋というような特定の機能を持つ部屋を提供することは難しい。例えば、バンドの練習で使いたいという相談が時々あるが、高いスタジオ代を払えない子どもたちにとって低額な使用料の市民館音楽室などは魅力的な場所だと考えられる。

また、体育施設において求められるのは、「部屋の利用」よりも自由に参加できる多様な種目の展開だとしたら、スポーツ施設の項で述べられたような「子どもスポーツデー」の展開について、積極的な取組を期待したい。

いずれの施設においても専門のスタッフの配置や減免措置なども含め、子どものグループも受け入れられるような、より柔軟性のある運営を考え直すべきだろう。

(3) 子どもの声を聞く～アンケートや事業の中で

アンケートも一つの方法だが、アンケート箱を置いてあっても実際には子どもはなかなか書かない。

事業の中で、あるいは雑談の中でざっくばらんに意見を聞いてみるのが大事である。また、ワークショップなどで気軽に意見を言ってもらうことも1つの方法である。子どもの思いを聞くことは業務の1つだということを確認し、聞く方法やその後の声の生かし方について職場内でルール作りをして、人（職員）が異動しても引き継げるようにしたい。

（４）子どもの声を聞く～利用者懇談会・運営委員会

夢パークを別にして、現在、施設の在り方に直接子どもが参画している所はない。しかし、社会教育施設の運営・事業への子ども参画を総合的に考える上で、子どもから見て施設の運営・事業はどうか、また、どう在るべきと考えるか、子どもの意見を直接聞く場を設けることは非常に大切なことだろう。「参画」とまでは言えないが、施設の在り方への「意見表明」「参加」である。具体的な方法として、小学生向け・中高生向けの利用者懇談会を開くことが考えられる。

青少年の家では、平成13年度運営協議会（諮問機関）で、施設を利用する青少年の代表として、青年ボランティアグループの数名に参考人として協議会への出席を依頼し意見を聞く場を設け、今後は青少年の意見を聞く場を設けてその場に委員を派遣したり、青少年の代表が運営協議会に出席し、集まった意見を提出するなどの手法について提案が出されている。

子どもは法律や条例・規則などの定めによって運営審議会（以下運審という）の委員になることはできないが、例えば市民館では、地域における役割等を考える上で、審議会委員の世代や立場には多様性があったほうがよりよいだろう。「子ども運営委員会」を組織し、あるいは既存の行政区の子ども会議などにその機能を付加し、そこから子どもの意見を運審に反映させるしくみを考えたらどうか。おとなの中では萎縮してしまう子どもも、子ども同士、子どもの言葉で話しあうことで、より活発な話し合いの場となることが期待できる。運審の在り方に利用者からの批判の声も聞かれる今、市民主体の市民館という基本的な視点から運審の在り方を改めて考え直すことは、必要であろう。

5 子ども参画の新たな取組

3、4で既存の社会教育施設を取り上げたが、次に、夢パークなどの子ども参画に対する新しい試みについて述べる。

（１）子ども夢パーク

オープン

平成15年7月23日、夢パーク運営準備会の子どもたちは、夢パークのオープニングイベントで市長を前に夢パーク宣言を読み上げた。（資料8）

夢パークはJR南武線津田山駅から徒歩10分ほどにあり、敷地10,000㎡に2階建ての建物と広場からなり、サイクリングロードが外周に整備されている。建物の1階には、スポーツ等ができる全天候広場、2つの音楽スタジオ、創作スペース、管理室、フリースペース3室があり、2階には屋根裏スペース、カーペットが敷かれた学習交流スペース、川崎市子ども会議事務局があり、3階は屋上となっている。創作スペース、屋根裏スペースは、柱と天井だけで壁のないスペースであり、今後子どもたちが自由に様々な空間を創り出せるようになっている。フリースペースの1室はドリームスペースといい、多目的に利用できる部屋である。2つのフリースペースでは、不登校児童生徒の居場所「フリースペースえん」として、居場所事業を展開している。広場には、トンネルのある小山と平坦な広場、そしてログハウス、せせらぎがあり、小山あたりを中心に子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場（プレーパーク）」を開催している。

オープンの興奮が続く8月2日（土）、3日（日）には、子どもたちの企画運営による「お化け屋

敷」「駄菓子屋」「ステージ部門」などのイベントが開催され、2,400人が訪れた。

基本構想 運営準備会

平成13年2月からワークショップにより基本構想に関する子どもの意見を集約した。7回実施し、参加人数は287人であった。同時にアンケート(回答1,700人)による子どもの意見も集約し、7月、「仮称川崎子ども夢パーク推進委員会」で夢パーク基本構想を決定し、夢パークの基本コンセプトを謳い上げた。

- ・ソフト整備「子どもの意見を尊重した運営」
- ・ハード整備「子どもたちが学び、遊びながら創りあげていく施設」である。

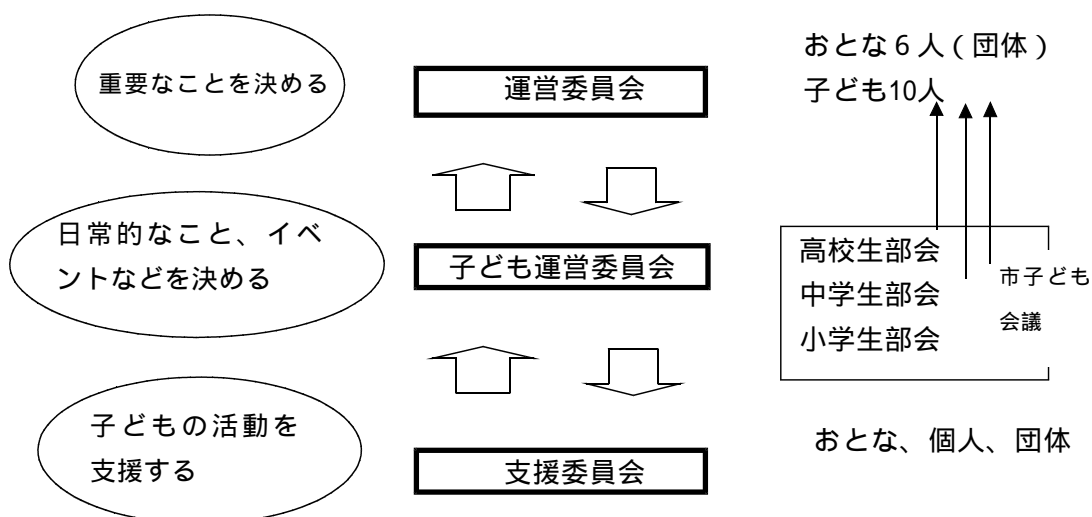
平成14年4月、「仮称川崎子ども夢パーク推進委員会」のもとに、夢パークの運営やオープンに関する事前準備をするための組織「仮称川崎子ども夢パーク運営準備会」(以下、準備会)が発足した。おとな委員は、「障害児者と保護者の会」や「プレーパークを実践しているグループ」などの団体から9名が参加し、公募委員は7名で計16名である。子ども委員は全員公募委員で、小学生5名、中学生14名、高校生15名の計34名で、おとな部会、子ども部会が発足した。それぞれに、ときには一緒に活動を進めてきた。

建物が出来上がり、オープンが近づくにつれ、子どもはイベントを中心とした活動に拍車がかかり、おとなは子どもの意見を尊重する仕組み作りと、オープンに向けての具体的な課題発見やその解決を目指して取組を強めていった。子ども部会もおとな部会も幾つかのチームに分かれて活動し、それぞれが発表しあう形で、合意形成をはかった。特に、おとなは案をつくり、必ず子どもたちに投げかけて、合意を得てきた。

運営委員会

夢パーク条例第4条に「前条各号に掲げる事業の運営に当たっては、子どもの意見を尊重するとともに、その参画を図るよう努めなければならない。」と規定されている。

夢パークの運営組織は、次のようになっている。



オープン後も、準備会が引き続き運営等について検討してきたが、ようやく11月に運営委員会が発足した。運営準備会のおとな部会は支援委員会に移行し、子ども部会は子ども運営委員会に移行した。共に、最初の仕事の一つは、それぞれの組織の規約や組織の肉付けを決めることであった。子ども運営委員会では、人数、資格などを決めただけで、子どもたち自身が話し合い続けて決めることであると位置付けた。

夢パークは施設設置目的が「子ども参画」を中核に据えたものである。全市に一ヶ所しかなく、現実には小学生の日常的な利用は近隣の子に限られるが、中学生・高校生にも徐々に知られ始めている。職員数が限られローテーションを組むのも大変な中で、どのように子どもの参画を支えていくのか、アルバイト・ボランティア・支援委員会・地域の各種団体に支えられながら、ここで子どもたちがどのような活動が展開していくのか、今後を見守りたい。

(2) 市民ミュージアム 「カワサキ・ティーンズ・プロジェクト」

企画の趣旨

市民ミュージアムは子どもにとって、保存管理の必要な貴重な文化財や美術作品を鑑賞する、何かと制限の多い親しみにくい場所となっているのが実態である。無論、各種の子ども対象事業を実施してきているが、おとなと子どもの狭間にある中高生の年齢層が興味を持てる事業は少なく、この年齢層の入館者数は非常に少ない。そこで、この年齢層(ティーンズ)にミュージアムについて知ってもらい、もっと利用してもらうきっかけとなればと、平成 15 年度に「カワサキ・ティーンズ・プロジェクト」を企画した。

ティーンズが親しみやすく自己表現のできる「弾き語りコンサート&公開オーディション」、写真展「ティーンズフォトプロジェクト」を企画の柱とし、企画・運営についてもティーンズのボランティアスタッフが行うことにより、同世代で協力して一つの企画を成功させることを目的とした。著名なミュージシャンや若手写真家をゲストに招き、夏休みを中心に6～10月にかけて実施した。

実施状況と成果

ボランティアスタッフに応募して最後まで活動したティーンズは約 30 名。中高生がほぼ同数、9割以上が女子であった。考え方の違いなどにとまどいながらも仲間づくりをし、協力して企画・運営を進めた。ミュージアム側スタッフとしては、まずボランティアスタッフ同士のコミュニケーションを図り、作業の大枠を示し、その詳細は彼らが自主的にみんなで考えるよう心掛けた。ただ、必要に応じて親身になって相談に乗るようにした。

プロジェクトに参加したティーンズ達の感想として、人間関係や企画・運営方法で困難にぶつかりながらも多くの出会い、達成感が得られたというものが多かった。また、通常の展示鑑賞では接することのできない職員との交流は、大きな収穫だったと思われる。普段入れない場所も見学する等、ミュージアムを身近に感じてもらうこともできた。

ミュージアム側のスタッフとしては、全く初めての企画であり、試行錯誤の連続でかなりの労力を費やしたようである。ただ、今後ティーンズを含めた市民からの視点による展示や企画、参画型事業の方向性を考えるに当たり、非常に参考になったと考えられる。また、共同作業によるミュージアム内での職員の交流も図ることができたことも意義があった。

子ども参画の視点からの今後の可能性

今回のプロジェクトを通じて、これまで利用の少なかったティーンズたちから、ミュージアムにティーンズを呼ぶにはどうしたらよいかという点で貴重な意見が得られた(資料 9)。このような貴重な声を生かしたティーンズ・プロジェクトの企画、広報が必要であり、ミュージアムの既存各事業の実施に当たっても子どもの参画を考えるに当たり参考になるところが多いと思われる。

今回、弾き語りコンサートに参加したボランティアスタッフの一部が、ミュージアムのイベントで照明補助として参加する予定である。このように、プロジェクト終了後も何らかの形で継続してかわりを持ってもらい、ミュージアムの魅力を同世代のティーンズにPRしてもらえようような関係が形成できるとよいのではないだろうか。また、このプロジェクトの成果・課題が、他の博物館施設にお

ける「子ども参画」に視点を置いた事業企画・運営において、貴重な事例となると考える。

社会教育施設以外の子ども参画事業

社会教育施設以外の子ども参画事業では、「川崎市子ども会議」「学校教育推進会議」の他にも「ジュニア映画祭制作ワークショップ」〈15-18才〉(KAWASAKI しんゆり映画祭、しんゆり芸術フェスティバル、市民局市民文化室)、青少年フェスティバル〈15-25才〉(市民局青少年育成課育成・相談担当)、中原区音楽ライブ「In Unity」〈16-25才〉(中原区役所区政推進課)、かわさき青年選挙協力隊〈15-30才〉(選挙管理委員会事務局選挙課啓発担当)などが挙げられる(資料10)。(ここでは18才以下の子ども〔18才以上の青年を含む場合あり〕が自分たちで企画・運営して毎年継続しているものを取り上げ、また子ども文化センターや学校での日常的な取組は省いた。〈 〉内は実行委員会の構成年齢を示す)

まとめ

「子どもの権利条例」が平成12年4月に施行されてから、いろいろな施策が動き始めている。特に平成15年7月にオープンした夢パークは、この条例を実現していく場として今後が期待される。既存の社会教育施設で実施してきた子ども対象事業は、子どもの主体性を重視したものも多くは「参加型」であり、「参画」の視点が弱かったと考えられる。本研究では、社会教育施設の子どもの施策を「子ども参画」の視点で見直し、その拡充策を探ってきたが、次のような結論に達した。

○子どもを受け入れる施設側の姿勢～居場所の確保

青少年教育施設を除いた他の施設においては、子どもを受け入れようという配慮がさらに必要である。子どもが来やすい場づくり、子どもを歓迎する姿勢が必要である。さらに、子どもが安心してありのままにいられる場、自分をきちんと受け止めてもらえると感じる場(定期的に集う場、常設の場)がもっと必要である。子どもが「ここは居ごこちの良い場所である」と感じられなければ、「子ども参画」には至らない。

○子どもの声を聞く～事業における「子ども参画」

あるがままの子どもを理解するためには、またおとなの思い込み等を除き子どもの視点で考えるためには、まず、子どもに何を望んでいるのか聞くことが基本である。また、子どもが事業の企画・運営に「参画」することは子どもの自律・自立を促すことにもなる。

子ども対象事業には、参加型・参画型・その中間型などいろいろなタイプが用意されることが望ましい。現在の事業の目的を一つ一つ再確認し、目的に合う範囲で、またその場にいる子どもの様子を把握しながら子ども参画(あるいは意見反映)を取り入れたい。また、参画を主目的の一つとした事業の立ち上げを各分野で望みたい。

○子どもの声を聞く～施設のありかたにおける「子ども参画」

子ども利用者懇談会や、子ども運営委員会、行政区子ども会議の活用など、施設全体の管理・運営・事業方針に子どもの意見を反映させる仕組みを実現する必要がある。

○子ども時間

子ども同士が結論が出るまで話し合うには時間が必要である。例えば川崎市子ども会議では小学生5年生から高校生までが話し合っているが、様々な意見があり、おとなにとっては荒唐無稽と感じられることもある。第2期(平成15年度)の組織は同年12月の時点でも決まっていなかったが、全体会議も部会活動も動いている。おとなは、最初に決めるのが組織だ、と考えるところであるが、子どもた

ちが気づいて動き始めるまで「待つ」ことが大事でありおとなは耐えなければならない。

○子どもに対する専門性～職員に求められるもの

子どもが進んで参加・参画したいと思える事業や安心してありのままでいられる場所づくりを行うために、それを推進するおとなに求められる「子どもに対する専門性」とはどのようなものだろうか。幼児・小学生・中高生それぞれに対応できるような職員の育成が望まれるが、子どもの体や心の発達に関する専門知識は勿論必要だが、それが一番大事なのではなく、次のように、子どものことを「認める」「待つ」姿勢と子どものことを学ぼうという意欲、子どもに好かれる資質のあることがまず求められると考える。

- ・姿勢 子どもを信頼する、子どもの話をよく聴く、共感する、受け入れる、待つ
- ・子どものことをよく知る・学ぶ

子どもが置かれている社会的状況や子どもの抱える課題、人権・子どもの権利、子どもに興味を抱かせるような話し方や事業の進め方のノウハウなど

「子ども参画」を進めるに当たっては、今まで以上に、職員の意気込みと準備が必要と思われる。子どもの本音を引き出せるファシリテーター（促進役）としての能力も求められる。また、例えば子ども同士で混乱し収拾がつかなくなった時に、解決の道筋を自分達で考えられるように働きかけて様子を見る等、粘り強いおとなの対応があってこそ、子どもたちは大きく成長すると思われる。その意味では、子ども参画の施策は成果の見えにくい時間のかかる施策であり、担当職員の力量が問われるだろう。

○職場集団の意識

さらに当然ながら担当職員だけでなく職場全体で、子どもの権利を尊重し子どもの意見に耳を傾けようと努力することの重要性を認識し、「子ども参画施策」にかかわる担当職員を支える環境を作らなければならない。

○おとな対象の事業

おとなだけを対象とした事業でも、その年齢制限は妥当か、事業の目的に合う範囲で子どもの参加ができないか、検討していく必要がある。子どもの参加しやすい時間帯や分かりやすい資料などの配慮も必要である。

「子どもの権利」について学び、子どもとおとなの新たな関係をつくり出す場、子どもの活動を支え、成長を見守るおとなの学びを保障する場として、社会教育の果たすべき役割が重要であることは言うまでもない。

○今後に向けて

「子ども参画」を具体的に進めていこうとすると、おとなはまず子どもの意見を聞き、「子ども時間」にじっくりとつきあうことから始めなければならない。粘り強く「待つ」「受け入れる」職員の姿勢が必要である。基本はおとなと子どもの人と人との関係であり、時間（マンパワーという意味でも）をかけなければ「子ども参画」は実現できないと考える。

そして、その前提として「子どもを受け入れる」姿勢が施設運営・事業運営に必要であり、それを具体的に支えるおとな（職員・市民）の意識が一番大事であるという当たり前の結論にいきついた。現状では、残念ながら子どもの「参加」すら真剣には考えられていない施設もあり、施設によって「子ども参画」への取組段階も違う。子どもを取り巻くおとなの意識～社会教育施設で言えば、職員やボランティアスタッフの意識～が本当に子どもを尊重しようとしているのか、子どもの主体性を最大限大事にしようと考えているのか、今一度、おとなが各自問い直し、職員集団で総意を作りながら各施

設でできるところから取り組むことが必要である。

さて、行財政改革で人的にも「効率」を厳しく求められている現状で「子ども参画」を実現できるのだろうか。平成15年7月から実施された社会教育施設（博物館を除く）の通年開館・時間差勤務のため、どこの職場でも職場内会議さえ行うことが難しい状況にある。さらに平成16年度は一部職場の人員削減も予定されている。「子ども時間」と向き合うことを大切に、事業を行ってきた社会教育の現場も「変革」「改革」を強いられており、職員に求められることのすべてを体得し、提供していくことは更に困難になりつつある。しかし、場面ごとのファシリテートの必要性や、様々なサジェスションの必要性などを判断し、時には羅針盤となり時には推進力となる「職員」は、今後さらに重要性を増すと考えられる。

「子どもは参加を通じて対等に話し合い、合意を得ていくプロセスを体得し、民主主義の基礎を学んでいくことができる」「子どもの参加により、おとなの子ども観が変わり、おとなと子どもの関係が変わることで、社会のありようが自律・自立と多様を前提とした共生の社会へと展望される」（「子どもの参加に関する検証結果について」子どもの権利委員会）のだとしたら、社会教育施設で「子ども参画」に取り組むことの意義は非常に大きいと考える。夢パークの実践をはじめとする「子ども参画」は始まったばかりであり、この期待が確信に変わるよう実践を積み重ねていきたい。

最後に、研究を進めるにあたり適切なご助言をいただきました先生、センター教育専門員、ご支援・ご助言をいただきました社会教育施設・行政職員の皆様に心より感謝し厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

- | | |
|---|-------------|
| 赤池学他「心に火をつける人、消す人」TBSブリタニカ | 2000年 |
| 「川崎市子どもの権利に関する条例」 | 2001年・2002年 |
| 子どもの権利条約総合研究所編「川崎発子どもの権利条例」エイデル研究所 | 2002年 |
| 川崎市・川崎市子どもの権利委員会「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」 | 2003年 |
| 川崎市子どもの権利委員会「子どもの参加に関する検証結果について（答申）」 | 2003年 |

【指導助言者】

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 早稲田大学文学部教授 | 喜多明人 |
| 川崎市総合教育センター生涯学習研究室教育専門員（平成14年度） | 星野修美 |
| 同上 | （平成15年度）
宮田親房 |

【資料1 - 10】（略）川崎市社会教育情報平成15年版（2004年3月刊）に掲載しましたのでご参照ください。